

報道関係者 各位

令和4年1月21日

【照会先】

年金局 事業管理課

課長補佐 鈴木 暢介 (内線 3661)

担当 福島 直記 (内線 3666)

(代表電話) 03(5253)1111

令和4年度における国民年金保険料の前納額について

国民年金においては、一定期間の保険料をまとめて納めることにより保険料が割引となる「前納制度」を設けております。

本日、令和5年度の国民年金保険料額が公表されたことに伴い、令和4年度における国民年金保険料の前納額をお知らせいたします。

(1) **6ヶ月前納の場合の保険料額** (令和4年4月～令和4年9月分の保険料または令和4年10月～令和5年3月分の保険料が対象)

- ・口座振替の場合：98,410円 (毎月納める場合より1,130円の割引)
- ・現金納付の場合：98,730円 (毎月納める場合より810円の割引)

(2) **1年前納の場合の保険料額** (令和4年4月～令和5年3月分の保険料が対象)

- ・口座振替の場合：194,910円 (毎月納める場合より4,170円の割引)
- ・現金納付の場合：195,550円 (毎月納める場合より3,530円の割引)

(3) **2年前納の場合の保険料額** (令和4年4月～令和6年3月分の保険料が対象)

- ・口座振替の場合：381,530円 (毎月納める場合より15,790円の割引)
- ・現金納付の場合：382,780円 (毎月納める場合より14,540円の割引)

※クレジットカード納付の前納の保険料額は現金納付と同じ金額になります。

<前納のお申込みについて>

- 前納制度を利用するには、年金事務所に申出を行う必要があります。
- 口座振替及びクレジットカードによる6カ月(4～9月分)、1年および2年前納のお申込み期限は令和4年2月末となっております。現金納付については、4月中であれば手続可能です。

<口座振替の早割について>

- 口座振替には上記の他、「早割」による割引があります。令和4年度は16,540円(通常の保険料から50円の割引)です。

◆ 手続等の詳細につきましては、日本年金機構ホームページ(URLは下記参照)をご覧ください。最寄りの年金事務所にお尋ねください。